

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
秋田 寿志	フレアス在宅マッサージ広島安佐南区施術所	広島市安佐南区東原3丁目16-24	あん摩	令和7年8月4日